

情報提供

那医発第 47 号
令和 6 年 4 月 25 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 淳



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医師の働き方改革関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 号 132F
令和 6 年 4 月 23 日

地区医師会担当理事 (医師の働き方改革) 殿

沖縄県医師会
理事 涌波 淳子
(医師の勤務環境対策担当理事)
(公印省略)

医師の働き方改革関係通知文の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、別添のとおり、下記医師の働き方改革関係通知文が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ①「医師の多様な働き方を支えるハンドブック (改訂版)」発送について
(令和 6 年 4 月 1 日 日医発第 2222 号 (支援))
- ②『良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法の一部を改正する法律』の一部の施行等について (医師の働き方関係) の発出について
(令和 6 年 4 月 4 日 日医発第 102 号 (健Ⅲ))
- ③厚生労働省「令和 6 年度働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースについて (ご案内)
(令和 6 年 4 月 10 日 日医発第 147 号 (健Ⅲ))
- ④厚生労働省作成「医師の研鑽・宿日直に関する解説資料」について (ご案内)
(令和 6 年 4 月 10 日 日医発第 146 号 (健Ⅲ))

沖縄県医師会業務 1 課:新垣
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
E-mail:g1@okinawa.med.or.jp

沖医発第号 132F

令和 6 年 4 月 23 日

地区医師会担当理事（医師の働き方改革）殿

沖縄県医師会

理事 涌波 淳子

（医師の勤務環境対策担当理事）

（公印省略）

医師の働き方改革関係通知文の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、別添のとおり、下記医師の働き方改革関係通知文が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ①「医師の多様な働き方を支えるハンドブック（改訂版）」発送について
（令和 6 年 4 月 1 日 日医発第 2222 号（支援））
- ②『「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法の一部を改正する法律」の一部の施行等について（医師の働き方関係）」の発出について
（令和 6 年 4 月 4 日 日医発第 102 号（健Ⅲ））
- ③厚生労働省「令和 6 年度働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースについて（ご案内）
（令和 6 年 4 月 10 日 日医発第 147 号（健Ⅲ））
- ④厚生労働省作成「医師の研鑽・宿日直に関する解説資料」について（ご案内）
（令和 6 年 4 月 10 日 日医発第 146 号（健Ⅲ））

沖縄県医師会業務 1 課:新垣

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

E-mail:g1@okinawa.med.or.jp



日医発第 2222 号(支援)

令和 6 年 4 月 1 日

都道府県医師会
女性医師支援・ドクターバンク
担当役員 殿

日本医師会女性医師支援センター
センター長 角田 徹

「医師の多様な働き方を支えるハンドブック（改訂版）」発送について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より日本医師会女性医師支援センター事業にご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当センターでは、2021 年より医師が社会人として働くために必要な知識、制度や出産育児に関する支援制度などをまとめた「医師の多様な働き方を支えるハンドブック」を制作しており、今年度は 2023 年版の“改訂版”を発行しましたので、1 部送付させていただきます。

本冊子は、当センターに関わる再就業講習会事業で共催いただく研修会等において、ご活用いただくことを目的に作成しております。したがって、標記以外の会議等でご使用いただく場合には、大変恐縮ではございますが、以下、当センターホームページの URL より印刷用 PDF をダウンロードのうえ、ご活用いただければ幸甚でございます。

(<https://www.med.or.jp/joseiishi/article037.html>)

今後とも変わらぬご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

日本医師会女性医師支援センター 担当：熊田・広瀬

Tel: 03-3942-6470

Mail: jmawdbk@jmawdbk.med.or.jp



日医発第102号(健Ⅲ)
令和6年4月4日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 松本吉郎
(公印省略)

「『良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法の一部を改正する法律』の一部の施行等について（医師の働き方関係）」の発出について

平素、本会会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、医師の働き方改革については、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（以下、「改正医療法」）が令和3年5月28日に公布され、医療法等の一部が改正されました。このうち、下記の事項については令和6年4月1日から施行することとされています。

この度、厚生労働省医政局長より本職宛に、今回施行することとされている主な内容及び通知において示した事項、並びに法等の運用上の留意事項について、周知方の依頼がありました。

つきましては、貴会でもご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知いただきますよう、お願いします。



日医発第147号(健Ⅲ)
令和6年4月10日

都道府県医師会
医師の働き方改革担当理事 殿

日本医師会
常任理事 城守国斗
(公印省略)

厚生労働省「令和6年度働き方改革推進支援助成金」
団体推進コースについて（ご案内）

平素、本会会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省が実施する今年度の働き方改革推進支援助成金については、「業種別課題対応コース（病院等）」を令和6年4月4日付 日医発第87号（医経・健Ⅲ）にて情報提供したところです。

働き方改革推進支援助成金については、業種別課題対応コースを含め4コースがあります。その内、今回、「団体推進コース」について情報提供させていただきます。

本コースの用途としては、中小企業事業主の団体や、その連合団体（以下「事業主団体等」といいます）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するものです《註①》。

交付の要件や詳細については、添付資料をご参照ください。本助成金に係る交付申請書の提出締切は令和6年11月29日（金）ですが、国の予算額に制約されるため、11月29日以前に予告なく受付を締め切る場合があるとのことです《註②》。

なお、本資料の内容に係る疑義および申請書類等の提出は、所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

つきましては下記のとおりご案内しますので、貴会並びに関係の郡市区医師会にてご了知のうえ、ご活用いただけますと幸いです。

註①：対象の位置付け

- **事業主団体**には一般社団法人(含む、公益社団法人)も該当しますので、都道府県医師会および郡市区医師会が相当します。
- **構成事業主**は、医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

註②：本助成金に関する詳細

- 本助成金に関する詳細は、下記、厚生労働省のサイトに掲載されています。申請様式、申請マニュアル、交付要綱等は下記サイトよりダウンロードをお願いします。



日医発第146号(健Ⅲ)
令和6年4月10日

都道府県医師会
医師の働き方改革担当理事 殿

日本医師会
常任理事 城守国斗
(公印省略)

厚生労働省作成「医師の研鑽・宿日直に関する解説資料」について（ご案内）

平素、本会会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、医師の研鑽・宿日直に関しては、令和元年7月1日に厚生労働省より通達が出されております《註①》。

本件に関し、医療機関における適切な労働時間管理に寄与するよう、医師の研鑽の取扱いや宿日直許可取得後の労務管理の理解促進を目的とした解説資料を厚生労働省が作成し、同省の「いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）」への掲載等を行っています。

資料の用途としては、主に医療機関勤務環境改善支援センターのアドバイザーが医療機関支援の際に活用することなどを想定していますが、医療機関内での理解促進にも活用できますので、情報提供させていただきます《註②》。

なお、本資料の内容に係る疑義などについては、お近くの都道府県労働局又は各労働基準監督署、都道府県勤改センターにお問い合わせください。

つきましては下記のとおりご案内しますので、貴会でもご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知いただきますよう、お願いします。

註①：関連通達

- 医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について(令和元年7月1日基発0701第9号)
- 医師・看護師等の宿日直許可基準について(令和元年7月1日基発0701第8号)
- 医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について(令和元年7月1日基監発0701第1号)

註②：資料の位置付け

- 資料①は、医師の研鑽に関する関連通達の解説資料であり、これまでの関連通達の内容を変更するものではありません。
- 資料①および資料②は、医師の研鑽および宿日直許可取得後の労務管理について理解を深めるためとしての資料としてお役立てください。

記

厚生労働省作成「医師の研鑽・宿日直に関する解説資料」
掲載箇所：いきサポ（厚生労働省 いきいき働く医療機関サポートWeb）